

一般社団法人
日本爪クイックケア協会規約

一般社団法人 日本爪クイックケア協会

一般社団法人 日本爪クイックケア協会 規約

第1章 総則

第1条（協会及び規約適用範囲）

1. 本協会は、一般社団法人日本爪クイックケア協会（以下「当協会」という）と称し、事務所を東京都足立区鹿浜4-22-17、株式会社鹿浜製作所内に置く。
2. 本規約は、当協会に入会する会員（第4条で定義）と、当協会との一切の關係に適用する。

第2条（目的）

当協会は、株式会社鹿浜製作所の巻爪矯正器具（ロボプロ、巻き爪ブロック及び指定付属品）を用いた爪即効矯正サービス事業の普及と振興活動を行い、世界の人々の健康増進に寄与することを目的とする。

第3条（規約の変更）

1. 当協会は、協会運営上必要な範囲において、会員の同意なく本規約を適宜変更できるものとする。
2. 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとする。
3. 本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

第4条（用語の定義）

本規約において使用する以下の各号の用語は、当該各号の意味を有するものとする。

- (1) 「会員」とは、当協会の目的に賛同し、本規約を承諾のうえ、第6条に定める加入手続きが完了し、当協会がその加入を承諾したものをいう。会員の区分は第5条に定める。
- (2) 「物品仕入システム」とは、爪即効矯正サービス事業に必要なロボプロ、巻き爪ブロック、付属品その他の物品を購入するシステムをいう。
- (3) 「顧客集客システム」とは、店舗に対して、顧客を集客するためのインターネットを利用したシステムをいう。
- (4) 「アフターフォロー」とは、認定スクールが当該スクールのセラピスト（セミナー卒業生）に対し、施術品質確保の目的で行う技術アドバイスをいう。

- (5) 「情報共有システム」とは、見本となる優れた技術レポートを、当協会のホームページに複数掲載し、アフターフォローの技術アドバイス時に、スクールとセラピストが当該技術レポート情報を共有しながら、技術アドバイスの効果を上げるシステムをいう。
- (6) 「爪即効矯正サービス事業システム」とは、上記システムの総称をいう。
- (7) 「エリアマネージャー」とは、爪即効矯正サービス事業において、当協会が指定するエリア内にて、爪即効矯正サービス事業の認定スクールの開拓・養成、及びエリア内全般の管理業務を行うことを当協会から委託された者である。
- (8) 「認定スクール」とは、エリアマネージャーが百軒の店舗の開拓能力があると認め、エリアマネージャーが行う認定スクール用セミナーを卒業した者である。
- (9) 「認定サロン」「認定店舗」とは当該協会が規定した下記3つの条件を満たし、かつ、認定スクールが顧客集客システムによる顧客の処理が可能と判断し、認定スクールが行うセラピスト用セミナーを卒業した店舗（法人のみならず個人経営の店舗も含む）とする。

条件1・対象業種：ネイルサロン、接骨院、リラクゼーション業、フットケアサロン、理容所、美容所、エステサロン

条件2・企業規模：店舗を構えている事業主（法人及び個人経営の店舗も含む）

条件3・当協会のシステムを利用する環境（パソコン、インターネット回線、等）が整備されていること。

第2章 会員

第5条（加入区分）

会員の加入区分は、次の通りとする。

- (1) 当協会の目的に賛同し、セラピスト資格を取得し、爪即効矯正サービス事業に参加する店舗を「正会員」という。
- (2) 当協会で行うイベント等での物品販売希望するメーカー様、または当協会の主旨に賛同して頂いた法人または個人を「特別会員」という。

第6条（加入手続き）

- 1. 当協会に入会しようとするものは、前条の加入区分を選択し、当協会の指定する「加入契約書」に必要事項を記入し、提出するものとする。
- 2. 当協会が前項に規定する加入契約書を受領し、当協会が承認した時点で、加入契約が成立する。
- 3. 正会員は、セミナー申込書を提出し、速やかに認定スクールが行うセミナーを受講しなければならない。
- 4. 当協会は、前項のセミナーを受講し、卒業した正会員に対し、ディプロマ、会員番号、

- パスワード、爪即効矯正サービス事業システムの利用方法等を通知するものとする。
5. 正会員は、加入成立日から30日以内に爪即効矯正サービス事業システムの利用を開始する日（以下「利用開始日」という）を設定するものとする。ただし、正会員が利用開始日の設定を行わない場合は、第3項のセミナーを卒業した日から30日後の日を利用開始日とする。
 6. 加入契約の有効期限は、加入契約成立日翌年の6月30日（以下「契約満了日」という）までとする。ただし、契約満了日の1ヶ月前までに、署名捺印された書面にて、スクールに解約の申し出が無い場合には、加入契約は自動的に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

第7条（譲渡の禁止）

正会員は、当協会の正会員として有する権利義務を、第三者に譲渡もしくは使用させ、売買、名義変更、または担保に供する等の行為をしてはならない。

第8条（会員情報の変更の申し出）

1. 正会員は、法人名（氏名）、法人の場合の代表者名、住所（法人の場合の本店所在地）、及び連絡先等を変更した場合は、速やかに、正会員を管理する認定スクールに、書面にて届出を行う。
2. 前項に規定する届出を行わなかったことにより、正会員が不利益を被ったとしても、当協会は一切の責任を負わないものとする。

第9条（中途解約）

1. 正会員は、解約希望月の前月末日までに、正会員を管理する認定スクールに対し、協会指定の用紙にて通知することにより、解約希望月の末日限りで加入契約を解除することができる。
2. 解約する正会員は、加入契約の内容に従い、解約希望月の末日までに発生した料金等を当協会が指定する方法で支払うものとする。当協会は支払い済みとなっている料金等の払い戻し（日割り清算）は一切行わない。
3. 正会員は、加入契約解約後、5営業日以内に、爪即効矯正サービス事業（第10条）のために当協会からリースしているロボプロ（第10条（4））の全てを、当協会に対し速やかに返却しなければならない。リースの詳細については、別途契約を締結する。

第3章 爪即効矯正サービス事業

第10条（事業内容）

1. 爪即効矯正サービス事業の内容を、次の各号にて定める。
 - (1) シカハマメソッドとは、鹿浜製作所の開発（商品・システム等）理念の名称をいう。

- (2) シカハマメソッドから生まれた商品が「巻き爪ブロック」「巻き爪ロボ」である。
 - (3) シカハマメソッドから生まれたシステムが、巻き爪ブロック、巻き爪ロボの2商品
を融合した「爪即効矯正システム」である。
 - (4) 「ロボプロ」とは市販の巻き爪ロボとは異なり、業務用に仕様を変更した商品をい
う。
2. 当協会が運営する「爪即効矯正サービス事業」とは、巻き爪ブロック、ロボプロと付属
品を用い、前項3号の爪即効矯正システムを事業技術とし、本技術を世界に広めようと
する事業をいう。
 3. 爪即効矯正サービス事業で使用する器具は技術品質保持の理由から、次の各号の通りと
する。
 - (1) 巻き爪ブロック、ロボプロ及び当協会が別途指定する付属品及び市販品。
 - (2) 正会員は、巻き爪矯正の施術を行うにあたり、安全性の観点から、前号以外の
製品を使用してはならない。

第4章 爪即効矯正サービス事業システム

第11条（爪即効矯正サービス事業システムの提供）

1. 当協会は、正会員に対し、爪即効矯正サービス事業システムを提供する。
2. 爪即効矯正サービス事業システムの利用方法及び利用料金は、別途加入契約で定めると
おりとする。

第12条（爪即効矯正サービス事業システムの中断）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、爪即効矯正サービス事業システムの提供を中断す
る場合がある。
 - (1) 爪即効矯正サービス事業システムの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の一
部もしくは全部につき、システム拡張、メンテナンス等、障害修復等を行うために、
これらを停止させる場合。
 - (2) 第三者からの不正アクセスを受けた場合等、当協会が爪即効矯正サービス事業シ
ステムを中断する合理的理由が認められると判断した場合。
 - (3) 天変地異等の非常事態の発生、または発生する恐れがある場合。
 - (4) 当協会が利用する電気通信設備の障害など、不可抗力の事態が生じた場合。
 - (5) その他、当協会が爪即効矯正サービス事業システムの提供の一部または全部を、中
止することが必要であると判断した場合。
2. 前項の爪即効矯正サービス事業システムの提供の中断によって、正会員及び第三者に損
害が生じたとしても、当協会は一切の責任を負わないものとする。
3. 第1項の規定により、爪即効矯正サービス事業システムの提供の中断が予知できるもの
については、原則として中断理由、中断日時及び期間を正会員に通知する。ただし、突

発的な場合や緊急またはやむを得ない場合はこの限りではない。

第5章 会員の権利及び義務

第13条（会費の支払い・システム利用料金）

正会員は、当協会に対し、ディプロマ受領の翌月末から、以下の会費を支払う。支払い方法は口座振替によって行う。

- (1) 協会会費・・・1千円／月額（税抜き）
- (2) 顧客集客システム利用料・・・6千円／月額（税抜き）

第14条（施術情報の提供義務）

正会員は、協会が事業管理の目的として設ける「事業管理システム」の情報源となる、店舗で行う施術に関する情報を提供するものとする。

- (1) 情報の提供は、施術毎に行うものとする。
- (2) 入力方法の詳細については、認定スクールが説明するものとする。

第15条（サービスの利用の中止及び代金の支払い）

1. 正会員がサービスの利用の中止を希望する場合は、中止希望日の前々月末までに当協会に書面にて通知し、当協会の承諾を得なければならない。
正会員は、当協会が承諾した場合に限り、中止希望月の初日から、利用の中止をすることができる。
2. 第13条1項に定める、爪即効矯正サービス事業システムの利用料金については、セラピスト資格を取得後翌月末から口座自動引き落としを行う。
ただし、口座自動引き落としの手続きが完了するまでは、当協会の指定する口座に振り込む。振込手数料は会員が負担する。
3. 当協会は、特に必要と認める場合は、前項の規定に関わらず、別の手続きで会員に会費等の必要な請求を行うことができる。

第16条（資格区分）

1. 正会員の区分は、以下の通りとする。
2. 個人資格区分
 - (1) マスターセラピスト
 - ①アシスタントセラピストの育成が出来る資格
 - ②特典：ロボプロの月額リース料が100円／月減額となる
 - (2) セラピスト
施術が出来る資格（最初に取得する資格）

(3) アシスタントセラピスト

マスターセラピストがいる店舗内だけで施術が出来る資格

第17条（損害賠償責任保険）

正会員は、損害賠償責任保険に加入しなければならない。すでに加入している企業は巻き爪矯正業務が保険の対象になるかを確認し、対象外の場合には当協会の巻き爪対応の正会員専用保険に加入する。

第18条（会員番号及びパスワードの管理責任）

1. 正会員は、当協会が発行する会員番号及びパスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を負うものとする。
2. 正会員の会員番号及びパスワードが第三者に使用されたことで、当該会員が被る損害について、当協会は当該会員の故意または過失に関わらず一切の責任を負わないものとする。また、当該会員番号及びパスワードによりなされた爪即効矯正サービス事業システムの利用は、当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料金、その他の一切を負担するものとする。
3. 正会員は、会員番号及びパスワードが第三者に使用されたことにより、当協会に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
4. 正会員は、パスワードが不明になった場合、当協会指定の方法にて申し出て、当協会の指示に従い再入手する。

第19条（禁止事項）

正会員は、爪即効矯正サービス事業システムの利用にあたり、次の各号に示す行為を行ってはならない。

- (1) 爪即効矯正サービス事業システムにより施術に使う目的として仕入れた物品を転売すること。
- (2) 爪即効矯正サービス事業システムに支障をきたす、またはその恐れのある行為。
- (3) 公序良俗に反する行為。
- (4) 犯罪またはそれに結びつく行為。
- (5) 当協会及び第三者の著作権、その他権利を侵害する行為。
- (6) 他の正会員または第三者を誹謗中傷する行為。
- (7) 当協会の運営を妨げ、または爪即効矯正サービス事業の信頼を損なわせる行為。
- (8) 法規制に違反する行為。
- (9) その他、当協会が不適当と判断した行為。

第20条（解除権と損害賠償責任）

当協会は、正会員が前条に規定される禁止行為を行った場合には、催告を要せず、直ちに正会員の加入権利の剥奪（本加入契約の解除）を行うことができる。その場合、正会員は禁止事項違反行為及び本加入契約の解除に基づき発生した損害について賠償の責を負うものとする。

第21条（設備等）

1. 正会員は、爪即効矯正サービス事業システムを利用するに際して、必要な通信手段、機器、設備、オペレーターなど、必要なものについては会員負担で準備する。
2. 爪即効矯正サービス事業システムの運用に支障をきたさないよう、これらの機器、設備が常に正常に稼働するよう維持、保守を行うものとする。

第6章 個人情報の取り扱いについて

第22条（個人情報の保有）

当協会及び当協会との間で業務委託契約を締結する部隊長たる事業者、エリアマネージャーたる事業者及び認定スクールたる事業者がある場合には、これらの者は、入会契約書及び認定業務等により、会員から入手した個人情報を保有する。

第23条（個人情報の利用目的）

当協会及び当協会との間で業務委託契約を締結している爪即効矯正サービス事業の部隊長たる事業者、エリアマネージャーたる事業者及び認定スクールたる事業者がある場合には、これらの者は会員から入手した個人情報を、次の各号の範囲内で利用するものとする。

- (1) 会員宛て配達物の送付
- (2) 研修会、イベント等の案内の送付及び送信
- (3) 会員名簿への記載
- (4) 会員であることの紹介に対する回答
- (5) 会員証、ディプロマの発行
- (6) その他、爪即効矯正サービス事業の業務遂行にあたり会員情報が必要な場合。

第24条（加入契約の解除）

1. 当協会は、第20条に定める他、会員が、次のいずれかの項目に該当する場合、(7)以外の項目については催告のうえ、(7)については当該会員への事前の通知または催告することなく、当該会員の爪即効矯正サービス事業システム利用を停止すると共に、加入契約を解除することができる。
 - (1) 加入時に虚偽の申告をした場合。
 - (2) 爪即効矯正サービス事業システムに入力されている情報の改ざんを行った場合。

- (3) 会員番号またはパスワードを不正に利用した場合。
 - (4) 爪即効矯正サービス事業システムの運営を妨害した場合。
 - (5) 爪即効矯正サービス事業システムの利用に伴う料金、その他の債務の履行を遅延、または支払を拒否した場合。
 - (6) 正会員が、指定した支払口座（振込口座）の利用が停止された場合。
 - (7) 正会員が、破産した場合。
 - (8) 当協会の名誉を傷つけた場合。
 - (9) 本規約に反した場合。
 - (10) その他、当協会が正会員として不適当と判断した場合。
- 2. 前項の場合、正会員は、当該時点で発生している当協会に対する一切の債務について、一括して支払うものとする。
 - 3. 第1項の各号により、当協会が損害を被った場合、契約の解除及び被った損害の賠償を当該会員に請求できるものとする。

第25条（反社会的勢力の排除）

- 1. 正会員は、自己の役員および正社員及び従業員（正会員が個人の場合は当該個人）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 当協会は、正会員が前項の規定に違反した場合、何らの催告を要せずに、会員資格をはく奪することができる。
- 3. 当協会が、前項の規定により正会員の会員資格をはく奪した場合には、正会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、この資格をはく奪により当協会に損害が生じたときは、正会員はその損害を賠償するものとする。

第7章 管轄裁判所等

第26条（準拠法）

本規約及び加入契約における準拠法は、日本法とする。

第27条（管轄裁判所）

会員と当協会の間で、本規約に関する訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則：本規約は、平成29年9月29日から適用する。